

福島県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		1.9E-2	2.8E-1	1.3E+1	13.4
64	エトフェンプロックス	1.8E+1	1.5E+1	1.7E+1	1.2E+1	61.3
117	テブコナゾール				1.6E+0	1.6
139	トラロメトリン			2.8E+0	1.1E+0	3.8
140	フェンプロパトリン			2.1E+0		2.1
153	テトラメトリン	1.6E+2	1.8E+1	1.7E+2	5.4E-2	346.2
181	ジクロロベンゼン	3.5E+2	4.1E+2			761.9
225	トリクロルホン		1.5E+1			14.6
251	フェニトロチオン		2.9E+2	2.5E+0		288.7
252	フェンチオン	3.9E+0	1.1E+2	3.9E+0		122.5
256	デカン酸				1.3E+0	1.3
350	ペルメトリン	3.5E+1	8.4E+1	2.3E+1	3.0E+1	173.1
405	ほう素化合物		2.3E-1	4.0E+1	1.1E+0	41.7
427	カルバリル			1.3E+2		133.1
428	フェノプカルブ			1.4E+1	7.8E+1	91.4
457	ジクロルボス	6.8E+1	1.3E+3			1,357.4
合 計		6.4E+2	2.2E+3	4.1E+2	1.4E+2	3414.0

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等